

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 3 月 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 佐藤 匡延 (公印省略)

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 文献検索保存システム保守業務 一式
- (2) 調達仕様 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 業務仕様書による。
- (4) 履行場所 業務仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「情報処理」、「ソフトウェア開発」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) データベースを利用したクラウド型のシステムに関するシステムの稼働維持支援等を請け負った実績があること。
- (6) ISMS認証取得事業者又はISO/IEC27001であることを証明した者であること。もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達していることの確認ができる者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ1006階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部調達課  
電話 045-277-0133  
FAX 045-277-0218

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「文献検索保存システム保守業務 一式  
入札説明書 宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「文献検索保存システム保守業務 一式





# 業務仕様書

1. 件名： 文献検索保存システム保守業務
2. 業務目的： 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が平成30年度に作成した認証審査支援システム（MuSESCシステム）のうち、資源評価結果の一般広報の基礎となる各種文献の維持管理に必要な文献検索保存システム（以下「本システム」という。）について、クラウドサーバ運用などを含めたシステムの維持管理を行うことを目的とする。
3. 業務場所： 請負業者指定場所
4. 業務期間： 自) 令和6年4月 1日  
至) 令和7年3月31日

5. 業務内容：

本システムは、MuSESCシステムにおいて、1) 機構のSH“U”Nプロジェクトで収集・整理されてきた文献情報を管理し、効率的に検索する「SH“U”Nプロ情報サーバ(システムI)」と、2) 水産物認証取得を支援する「MuSESCサーバ(システムII)」の2つのシステムで構築されたもののうち、文献の検索と保存を行っているシステムI部分を対象とする。本システムはレンタルサーバー上に実装されている。

また、本システムでは構築作業と並行してシステム運用設計書を作成していることから、本業務ではこのシステム運用設計書にしたがって、以下の5.1と5.2の2つの業務を実施する。

業務期間中は所要の作業を実施可能とするため、システムのリモートアクセス権限を請負業者に貸与する。

## 5.1 クラウドサーバの維持運用

システムが実装されているクラウドサーバの維持を行う

① CSP (Azure Cloud Solution Provider ※) サブスクリプションの維持運用を行うこと。

- ・ Virtual Machines (D3 v2 (4 vCPU、14 GB RAM); Linux - CentOS) 1台
- ・ Virtual Machines (D3 v2 (4 vCPU、14 GB RAM); Windows) 1台
- ・ Storage Accounts (Standard、LRS 冗長性、汎用 v2、2,000 GB 容量)

- ・ VPN Gateway (VpnGw1 レベル)
  - ・ Azure Backup (Azure VM、2 インスタンス、冗長性 (LRS))
- ② 本システムを CSP サブスクリプションで令和6年4月1日から令和7年3月31日まで利用可能な費用を含むものとする。
  - ③ 必要に応じて本システムのリモートアクセス権限を請負業者に貸与する。また、本システムの停止が必要な場合には、機構と相談の上、日程を調整して行うこと。

## 5.2 運用支援保守

本業務は、システム運用設計書の目的を遂行するために、以下①～⑤の支援を行うこと。

- ① サービスデスク業務は、機構が担当する。請負業者は、可用性管理・インシデント管理・問題管理・変更管理・構成管理を担当する。
- ② 運用設計書の各管理項目には、実施者・委員会・責任者等の体制への言及があるが、最終的な責任体制が確保されていれば、同一人もしくは単一人が各業務を兼任してもかまわない。
- ③ 発注元である機構への報告頻度については、月1回を基本とするが、システムが滞りなく運用され特段報告する内容がない場合などは、機構と協議のうえ、これを変更することも可とする。
- ④ 本業務には、クイック認証 SSL 証明の更新と実装に関わる経費を含むこと。
- ⑤ 機構より、基本設計書・テーブル定義書など運用に必要な情報を提供すること。

## 6. 納入成果物：

本業務の成果物として以下の印刷物、及び電子ファイルを納入すること。

本業務の作業報告書 一式

## 7. 業務要件

7.1 データベースを利用したクラウド型のシステムに関するシステムの稼働維持支援等を請け負った実績を有すること。

7.2 本業務において、適切に業務を実施できることの証明として以下の制度等に基づく証明書等のいずれかを保有していること。

- ① 適切な情報セキュリティ管理を実施できることの証明として、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証もしくは ISO/IEC 27001 の証明書。
- ② 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達していることを確認する確認書。

## 8. セキュリティ

- ① 所要の作業を実施可能とするため、業務期間中は本システムのリモートアクセス権限を請負業者に貸与する。
- ② 請負業者は、本業務において機構から提供を受けた情報、知り得た情報については適切な管理を行い、その秘密を保持するとともに、機構の許可なく本業務以外の目的のために使用してはならない。
- ③ 原則として本業務の一部であっても再委託は行わないこと。ただし、書面により事前に承諾を得た場合はこの限りではない。
- ④ 本業務遂行の実施において、受注者は、機構担当職員からポリシー等の説明を受け、これらの事項を遵守すること。
- ⑤ 本業務の実施において、情報セキュリティを確保するための体制を整えること。
- ⑥ 本業務の実施のために機構担当職員から提供を受けた情報及び本業務の実施により知り得た機構に係る情報については、機構が定める情報の格付けに従って適切な管理を行い、その秘密を保持するとともに、機構担当職員の許可なく本業務以外の目的のために使用しないこと。
- ⑦ 機構の保有する情報について、本業務の実施のために提供又は許可を受けたもの以外にアクセスしないこと。
- ⑧ 本業務の実施において、機構担当職員が重要と判断した情報については、機構担当職員の指示に従い、相互に安全な方法で受け渡しを行うこと。
- ⑨ 機構が提供した情報について、機構担当職員が請負業者に不要になったと判断した場合は、これを確実に返却、廃棄又は抹消すること。
- ⑩ 本業務の実施において、情報セキュリティの侵害又はそのおそれがあることが判明した場合は、速やかに機構担当職員に報告を行うこと。
- ⑪ 実施において、情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、機構担当職員は、請負業者に対し、本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績について、随時報告を求めることができる。
- ⑫ 上記⑩の報告に基づき、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を機構担当職員が認めた場合は、双方で協議を行い合意した対策をとること。
- ⑬ 本業務の実施において個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

#### 9. その他遵守事項：

本業務に関する遵守事項について、以下に掲げる仕様をすべて満たすこと。

- ① 本仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ機構担当職員の指示に従うこと。
- ② 本業務の実施にあたり、機構が貸与する物品、資料等については、請負業者の責任

において適切に管理し、取り扱いに注意すること。

- ③ 請負業者の故意又は過失により、業務上の事故もしくは災害を発生させ、機構並びに当該システム使用者に損害を与えた場合、当該損害の全てを賠償すること。

※ **Azure Cloud Solution Provider (CSP)** : Azure のサブスクリプション契約方式のひとつで、月単位の従量課金による契約であり、利用期間や利用状況に応じた柔軟な設定変更が可能となる。